

## 北欧三カ国における炭素税の最新動向 —フィンランド、スウェーデン、ノルウェー—

田 辺 朋 行

地球温暖化対策が、今なお世界の直面する緊急の課題の一つであることに相違はない。

この点に関して、温暖化原因物質の一つである CO<sub>2</sub> の排出抑制のために炭素税の導入をはかるなどの経済的手段を積極的に活用すべきである、という提案がなされてきた。実際に、1990 年 1 月にフィンランドが税を導入したのを皮切りに、現在までに、他オランダ、スウェーデン、ノルウェー、デンマークの計 5 カ国が炭素税を導入しており、わが国でも税導入の是非に関わる議論が高まりつつある。

税導入の是非に関わる議論では、税導入がわが国の CO<sub>2</sub> 排出や産業にどのような影響を及ぼしうるか、という将来の予測に加え、現実問題として実施国ではどのような影響を及ぼしてきたか、という過去及び現在の事実の分析が重要となる。しかしながら、これまでの議論では、導入国での炭素税の実施期間が未だ短かいこともあって、後者の分析についてはあまり詳細には行われてこなかった。

幸いにも筆者は、平成 7 年 9 月に、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー三カ国の環境省・通産省等を訪問する機会に恵まれ、炭素税導入後の動向や税の影響等について興味深い事実を知ることができた。ここでは、その幾つかを紹介することしたい。

### 税が政争の具と化したフィンランド

フィンランドは 1990 年 1 月に欧州ではじめて炭素税を導入した。フィンランドにおける導入後の動向で特に注目されるべき点は、度重なる大増税である。

石炭に対する課税を例にとってみよう。92 年に石炭 1 トンあたりわずか 16.81 マルカ(約 350 円)だった税は、その後前年比約 2 倍の増税を繰り返し、95 年には、116.1 マルカ(約 2440 円)となっている(下図参照)。

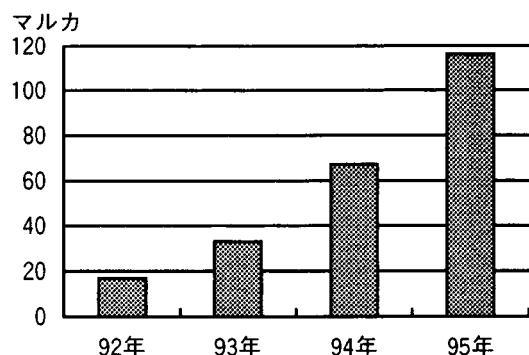


図 石炭 1 トンあたりの炭素税の推移

この大増税の背景には、①炭素税からの税収が一般財源に組み込まれていること、及び②制度上税率の見直しが定期的に要求されるわけではなく、しかも議会の承認事項とされていること等が深く関わっている。

フィンランドにおける炭素税導入の目的が、CO<sub>2</sub> の排出抑制の他、多額の対外債務を抱える同国の財政建て直しにあることは、政府関係者も認めるところである。一方、議会では、国内産業の保護・育成を最優先課題とする中道政党が政局のキャスティング・ボートを握っており、これらの政党が、外国産の石油・石炭から、国内のピート(泥炭)・木材産業を保護するために、税収増を企図する与党・社民党とともに、政府増税案に賛成票を投じている、と言われる。

このように、フィンランドでは炭素税が「政治化」しており、このことを(非公式ながらも)

憂慮する政府関係者も多い。導入当初は、税率が低かったこともあり、産業等への悪い影響は見られなかつたが、今日では、電力会社(イムトラン・ヴォイマ社)が増税による石炭燃料の高騰に直面して石炭火力発電所を一時閉鎖する等の深刻な事態が生じつつある。

### 試行錯誤を重ねるスウェーデン

スウェーデンは、1991年1月に、フィンランドの税率(当時)の約25倍にも匹敵する、極めて高率の炭素税を導入した(但し、既存の一般エネルギー税は半分に減税された)。

当初、炭素税は、産業用燃料と民生用燃料との間で差異が設けられていなかったが、その後重課税に伴う国内産業の空洞化が懸念され、93年に、産業用燃料については実質的な大幅減税がはかられた。

このため、税導入当初は、CO<sub>2</sub>排出量が一割近く削減(約6440万トン(89年)から約5870万トン(91年))したものの、92年から93年かけては、産業部門からのCO<sub>2</sub>排出量が激増(約1480万トンから約1800万トン)し、結果として民生部門とあわせた排出総量が若干押し上げられることとなった。

スウェーデンにおける炭素税は、CO<sub>2</sub>排出抑制を主眼に置くものであったため、この産業部門からの排出増の事態は深刻に受けとめられ、現在、いったん引き下げられた産業用燃料に対する税率を再び引き上げることを柱とする炭素税の見直しの作業が進んでいる。

### 他国に学ぶノルウェー

ノルウェーは、隣国スウェーデンと時を同じくして炭素税を導入した。

ノルウェーの炭素税もまた高税率であるが、炭素含有量に比例した課税が行われるのではなく、化石燃料の種類毎にそれを利用する産業の特性を考慮した税率が設定される点に特

徴がある。

ノルウェー統計局は、炭素税導入に伴うCO<sub>2</sub>排出削減について、その約6割が炭素税課税によるものであり、残りの4割がその他の要因によるものである、と分析している。因みに、90年に3560万トンだった年間排出量は、税が導入された91年には3390万トンに減少し、税の減免措置等が導入された93年には3570万トンに再び上昇している。

ノルウェーの炭素税政策に関する注目すべき機関として、環境省、通産省及び財務省のメンバーから成る「グリーン・タックス委員会」の存在がある。グリーン・タックス委員会は炭素税に関する各省の利害を調整し、炭素税に関する意思決定を行うとともに、諸外国における炭素税の動向調査等の、研究・調査活動を積極的に進めている。

以上述べてきたように、これらの導入国における炭素税の実施状況は、未だ試行錯誤の状態にある。また、これらの国の経済・社会構造はわが国のそれとは大きく異なっており、導入国の経験をわが国にそのままあてはめて議論することは必ずしも正当ではない。

しかし、これらの国々から私たちが学ぶべき点があるとすれば、それは、炭素税においては、仮にそれが導入されたとしても、試行錯誤を伴うものであるから、税の見直し等の手続を予め明確に定めておくべきである、という点であろう。さもないと、フィンランドのような事態に陥ってしまう可能性もある。

わが国における炭素税導入推進の議論においては、このような視点が欠けているのではないだろうか。

(たなべ ともゆき  
経営グループ)